

督促状の公示送達について

下記の督促状については、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び御殿場市税賦課徴収条例（昭和30年御殿場市条例第18号）第18条の規定に基づき公示送達します。

なお、当該書類は御殿場市役所総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者の請求があった場合には交付します。

令和 8 年 9 月 14 日

御殿場市長 勝 又 正 美

記

- 1 発送する書類名 令和8年度 市・県民税（普徴） 第1期分 督促状
令和8年度 市・県民税（普徴） 第2期分 督促状
- 2 送達を受けるべき者

氏 名	滝口 絢太
-----	-------

注意： 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。